

2803110615

28全商工連第1170号
平成29年3月17日

ジグテックプレシジョン株式会社
代表取締役 平間 勝也 殿

全国商工会連合会
会長 石澤 義文



平成28年度第2次補正予算
小規模事業者持続化補助金交付決定通知書

小規模事業者持続化補助金交付要綱＜一般型＞第6条第1項の規定により、平成29年1月27日付けで申請がありました小規模事業者持続化補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので、同要綱第7条第3項の規定により通知します。

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成29年1月27日付けで申請のあった、小規模事業者持続化補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
2. 補助対象経費および補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費および補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	金	1,500,000 円
補助金の額	金	1,000,000 円

3. 補助金の額の確定は次によるものとする。
補助金の確定額は、補助対象経費の実支出の2/3または配分された補助金の額のいずれか低い額とする。
ただし、補助上限額引き上げの適用を予定している補助事業者において、補助金の額の確定時に補助上限額引き上げの適用要件を満たしていないと判断される場合には、上記2. 記載の金額に関わらず、補助上限額引き上げの適用なく補助金の額が確定される。
4. 小規模事業者持続化補助金交付要綱＜一般型＞（以下「交付要綱」という。）第10条第1項ただし書に規定する「別に定める軽微な変更」とは、次の各号に定める場合の変更をいう。
 - (1) 補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更する場合。
 - (2) 補助事業の経費の配分
交付要綱の別表1（第4条関係）に記載された「補助対象経費の区分」相互間ににおいて、いずれか低い方の20%以内の変更をしようとする場合。